

令和元年度第1回

四街道市国民健康保険運営協議会会議録

1. 開催日時 令和元年7月30日(火) 午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 四街道市保健センター3階 第2会議室

3. 出席者

《出席委員》

塚本 勝邦、 原 登志子、 田中 正志、 平 晃一、 菊池 忍、
兼田 徹、 福田 三千男、 川上 洋一、 廣谷 一郎、 木川 稔

《事務局》

矢部健康こども部長、小島参事、細川国保年金課長、
久保木課長補佐、菅原保険税係長、片倉主任主事

4. 傍聴人 1名

5. 議題 (1) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について(諮問)
(2) 平成30年度四街道市国民健康保険特別会計決算(見込)について(報告)
(3) 保険者努力支援制度他(報告)

6. 審議の経過

別紙のとおり

(会議録署名)

四街道市国民健康保険運営協議会

令和元年9月3日

塚本 勝邦 会長

令和元年8月29日

菊池 忍 委員

令和元年度第1回国保運営協議会会議録

令和元年7月30日(火)午後1時30分～

四街道市保健センター3階 第2会議室

事務局
(久保木課長補佐)

(開会宣言)

塚本会長

(挨拶)

矢部部長

(挨拶)

事務局
(久保木課長補佐)

本日は、定数10人中、10人の委員の方々に御出席いただいております。
四街道市国民健康保険条例施行規則第9条に規定する定足数であります委員の半数5名に達しておりますので、会議成立となります。
四街道市国民健康保険条例施行規則第7条の規定により、会長が議長を務めることになっております。
会長、この後の議事進行をよろしく願いいたします。

議長
(塚本会長)

それでは、皆さま改めてよろしくお願い致します。
はじめに会議録作成についてですが、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により会議録を作成することとされております。また、発言者名については、同指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することとなっております。本協議会においても明記する取り扱いとすることを平成30年度第1回の会議で確認しております。
それから会議録への署名人についてですが、私と別にもう1人輪番でお願いしたいと思います。
今回は菊池委員にお願いしたいと思います。
菊池委員よろしいでしょうか。

菊池委員

--- 了承 ---

議長
(塚本会長)

さて、本日の会議に傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局
(久保木課長補佐)

本日は傍聴希望者が1名いらっしゃいます。

議長
(塚本会長)

本日は、傍聴希望者が1名いらっしゃるのとありますが、この会議は、運営協議会運営要領第3条の規定により、公開が原則となっております。会議の公開・非公開の決定は、会長が協議会に諮って決定することになっております。

また、傍聴人の方に配布する資料については、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」により「各審議会等の判断によるものとする」とされており、本日の議題の内容は、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるなどの非公開事由に該当するとは認められないと思われ、会議を公開したいと思います。また、傍聴人の方の資料について事務局より、本日お示しする資料の内、

「資料No.2」と「参考資料1～3」については、配布はせずに回収をしたいとのことで、伺っています。

委員の方々、その取扱いでよろしいでしょうか。

--- 異議なし ---

議長
(塚本会長)

それでは、この会議を公開としますので、傍聴希望者を入室させ、事務局は傍聴人に資料を配布してください。

(傍聴希望者入室)

議長
(塚本会長)

それでは、次第の4. 議題の(1)「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」についてを議題とします。

この議題(1)については、市長より会長宛てに諮問書が出ており、皆様には開催通知と併せて写しが送付されています。

それでは、事務局からの説明を求めます。

事務局
(菅原係長)

保険税係、係長の菅原です。

議題の(1)「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明します。

--- 説明 ---

議長
(塚本会長)

事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。ある方は挙手のうえ、指名を受けてからご発言願います。

田中委員

当市において課税限度額が58万円から61万円に上がる人は、何%位いますか。

事務局
(菅原係長)

平成31年度の本算定では、約13,200世帯の内、234世帯が該当になりますので、約1.8%が限度額超過世帯です。

田中委員	それによって、税収はどの位上がりますか。
事務局 (菅原係長)	大雑把ですが、今回の3万円の引き上げで、234世帯ですので、かけると、約700万円となり、収納率を仮に90%とすると、約632万円税収が増える計算です。
菊池委員	課税限度額は毎年のように上がっている気がするのですが、この限度額を超える世帯が1.8%というのは、ここ数年変わらないのですか。
事務局 (菅原係長)	今までの推移ですと、例年約2%前後です。 ただし、引き上げられていることで、該当世帯は減ってきています。
菊池委員	そうすると、増収分も減っているということですか。
事務局 (菅原係長)	その通りです。
菊池委員	限度額を超えている人達の可処分所得を下げるということは考えないのですか。 課税限度額に達する世帯が減ってきているということは、増収分の総額としては年々下がって、高額所得者だけが税額がどんどん上がっていく形になると思うので、それでは限界が来ると思います。 課税限度額に達する年収の基準額を下げて、増収を見込むという予定は今後ありませんか。
事務局 (菅原係長)	具体的な今後の税率、税額は現時点で未定です。 厚生労働省は、課税限度額を引き上げると、高額所得者に負担を強いる形にはなるが、中間所得者層には配慮した税額の設定が可能になる、と考えています。 医療費の水準が厳しい中で、可能な限り、中間所得者層の負担緩和を図る必要があると厚生労働省は考えているようです。
福田委員	この改正の施行はいつですか。また、他市町村の動きも教えてください。
事務局 (菅原係長)	今回の改正は令和2年度の国民健康保険税について、引上げを行いたいと考えています。 印旛管内の市町村で、平成31年度から既に課税限度額を61万円に引上げているのが白井市のみです。現状、当市と同じ58万円になっているのが、佐倉市、八街市、印西市、富里市、成田市となっており、印旛管内だけでもほぼ同じ横一列となっています。

<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>白井市がすぐ上げて、その他の市はまだ、とのことですが、上げていない市も令和2年度から上げるのですか。</p>
<p>事務局 (菅原係長)</p>	<p>その通りです。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>他にございますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>この議題については諮問を受けておりますので、皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」、当協議会として、事務局案が妥当である旨、市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>--- 全員賛成 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、(案)をそのまま市に答申することと致します。</p> <p>なお、答申書の作成については、私に一任いただきたいのですが、皆さまよろしいでしょうか？</p> <p>--- 異議なし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、そのように取扱いさせていただきます。</p>
<p>事務局 (細川課長)</p>	<p>続いて、議題の(2)「平成30年度四街道市国民健康保険特別会計決算（見込）について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>--- 説明 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p>
<p>川上委員</p>	<p>30年度からの広域化によって、当市の国保特別会計には良い影響が出たのか、悪い影響が出たのかの確認を行いたいです。</p>

資料No.2の決算推移で主だった所を申し上げますと、収入面で増加したのが、県支出金で、5億から62億8,000万円に増えているので、ここで57億7,000万円増えています。

逆に減った物は、国庫支出金19億9,300万円、前期高齢者交付金32億2,000万円、共同事業交付金が23億で、合わせて75億2,000万円減っていますので、収入面では17億円位減った、という認識です。

一方、支出で増えたのが、国民健康保険事業費納付金で26億1,000万円、減った物が支援納付金の関係で、後期高齢者の13億、前期高齢者納付金の500万円、介護の4億6,000万円などと、共同事業拠出金で22億3,000万円、従って減少分が40億円ほどとなりますので、支出面の増減では14億円ほど支出の減となります。

従って、収入面で減った17億円と、支出面で減った14億円の減少にとどまっているので、差の3億円程が当市の収支の悪化、マイナス影響を受けたということが言えると思います。

そのマイナス影響に対し、本市として何か対策を行うのか、それができない制度なのか、制度改正の影響を受けた初年度の決算として、執行部の意見を教えてください。

事務局
(細川課長)

今は財政調整基金の残高を取り崩している状況です。

平成30年の同時期には、財政調整基金の残高が5億2,900万円ありましたが、今は2億7,100万円となっており、川上委員の仰る通り、約3億円足りないという状況です。

これは県の方で、各市町村の所得水準、医療費水準といったものを勘案して、それぞれの市町村が負担する納付金額が毎年1月に示されます。また、その納付金を納めるためにはこのくらいの税率が必要、という標準保険税率も示されます。

そういったものを勘案して税率を決定していきたいと考えております。

川上委員

そうすると、広域化によって、千葉県内の財政的に支払い能力が乏しい市町村を、支払い能力がある市町村が面倒見ざるを得ない制度になってしまった。

30年度は本市もその面倒見る側になってしまったということですね。

事務局
(細川課長)

その通りです。

川上委員

では、今の時点で対策は難しいということですね。

事務局
(細川課長)

その通りです。

<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>他にご質問・ご意見はございますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問・ご意見は出尽くしたようですので、「平成30年度四街道市国民健康保険特別会計決算（見込）について」は以上とします。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>次第の最後になりますが、次第の5.「その他」として、事務局から何かございますか。</p>
<p>事務局 (片倉主任主事)</p>	<p>平成31年度保険者努力支援制度について、この場をお借りしてご説明させていただきます。</p> <p>1. 保険者努力支援制度について</p> <p>国保保険者による財政安定化に向けた取り組み（国保税の収納率向上や特定健診等の実施率向上への取り組み、健康づくりに関する取り組み、後発医薬品の使用促進など）を促すため、取り組み状況に応じて国から交付金が交付される制度のことで、国保広域化の制度改正のあった平成30年度から本格実施されています。</p> <p>(1) の平成31年度国の予算規模では、市町村、都道府県それぞれメニューがあり、それぞれ500億円ずつで、計1,000億円の予算規模となっています。</p> <p>(2) の交付金額の決定方法は、保険者ごとの得点に被保険者数をかけたものに応じて、国の予算の範囲内で交付されます。</p> <p>なので、この制度では、財政安定化に向けた取り組みを行い、より多く得点できれば、交付金額も増えるということになります。</p> <p>では、実際どのようなことを行うと得点できるかということ、その上の真ん中の図が制度の全体像となっています。</p> <p>なお、この箇所は字が小さくなってしまったため、別紙として、その次のページに横長に拡大した紙を用意しました。</p> <p>内容は同じですので、こちらをご覧ください。</p> <p>図の上段には市町村分、下段には都道府県分となっておりますが、本日は市町村分のメニューの中で、平成31年度分で獲得できた約3,700万円の内訳、主な所をご説明させていただきます。</p> <p>はじめに、上段の左側、保険者共通の指標からいきますと、</p>

指標①の特定健診等の実施率、メタボの該当者・予備群の減少率などですが、残念ながら、この項目では現在得点できておらず、交付額はありません。

つづいて、指標の②で、がん検診受診率、歯科検診実施状況で、いずれも健康増進課が行う事業ですが、こちらもがん検診の率のところは得点できておりません。

歯科検診はすでに行っているため、25点（約178万円）獲得しました。

特定健診、がん検診においては、率の向上に向け、がん検診、特定健診などの通知を一体化して年度当初に送付したり、特定健診の未受診者へはA・Iによる対象者抽出を行った勧奨通知事業を行ったり、受診率の向上を図っているところです。

指標③糖尿病等の重症化予防の実施の取り組み状況については、現在、かかりつけ医等と連携した保健指導の実施に向け、動いているところです。

ここでは、75点（約535万円）獲得しました。

指標④の個人へのインセンティブの実施ということで、健康増進課へ働きかけ、平成30年度より、市民の健康づくりに関する取組にポイントを付与し、抽選でクオカードがもらえる、健康ポイント事業に取り組んでもらい70点（約500万円）獲得しました。

また、個人へのわかりやすい情報提供として、健診結果等を経年で比較できるなど、わかりやすくし、20点（約142万円）獲得しました。

続いて、指標⑤の重複・多剤投与者に対する取り組みということで、国保年金課でこの取り組みをスタートさせ、ここでは50点（約357万円）獲得しました。

指標⑥の後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合、ここではジェネリック医薬品への切り替えをした場合の本人負担の減額をお知らせする通知送付などにより、65点（約464万円）獲得しました。

ここで、図の右側、国保固有の指標に移りまして、

指標①、保険税収納率、こちらについては、収納率向上に向けて、努力してはいるところではありますが、本制度で得点できるまでには至らず、交付金はいただけていません。

指標②データヘルス計画の実施状況では、地域の健康課題解決に向けた保健事業の実施に関する計画を平成29年度中に策定し、この運営協議会でもお諮りさせていただきました。ここでは50点（約357万円）

獲得しました。

指標③医療費通知の実施状況、では被保険者に医療費への関心を持ってもらうため、医療受診に要した費用の内訳を昨年度は年4回通知し、25点（約178万円）獲得しました。

指標④地域包括ケアの推進に関する取り組み、ここでは介護部門の会議への国保の参画や介護データの共有などが項目となっており、それに対応したため、20点（約142万円）獲得しました。

指標⑤第三者求償の取り組みでは、

交通事故などの第三者行為による診療の発見に向けた点検を行っているか、第三者行為の場合の届け出の様式をホームページなどにのせているか、国保に提出する書類の一部に第三者行為の該当の有無を聞き取る欄を設けているか、などがメニューとなっており、34点（約243万円）獲得しました。

指標⑥事業運営に関する指標として、

居所不明者への対応や、年金情報の活用などにより被保険者の資格の適正化を行っているか、保険給付の点検を行っているか、などが指標となっており、45点（約321万円）獲得しました。

その他、いわば基礎分として、体制構築加点というものがあり、全市町村に、40点（約286万円）いただけています。

最後に、資料の下段、2. 四街道市交付額推移をみていただくと、交付額、一人当たり交付額は年々増加している状況にあります。

今年度より、断腸の思いで、保険税の値上げを行い、被保険者の方々へ、負担をお願いしているところではありますが、この保険者努力支援制度により、当市の取り組みを強化することで交付金がいただける、この制度の活用により、なるべく多くの交付金がいただけるような事業展開を、今後も行っていきたいと考えております。

議長
(塚本会長)

事務局からの説明が終わりました。
ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。

平委員

四街道市の人口的な割合で計算すると、いくら交付される想定で、いくら交付されたのですか。

事務局
(片倉主任主事)

単純計算になりますが、国の予算が500億円あり、全国の自治体が1,741あるので、2,800万円ほどが見込まれますが、当市は3,700万円ほど交付される予定ですので、その見込よりは多く獲得できて

	います。
川上委員	交付金は特別会計の費目はどこに入るのですか。
事務局 (細川課長)	県支出金に含まれます。
川上委員	健康増進課で行うクオカードなどの事業は、この財源はこの国保特別会計ですか。
事務局 (細川課長)	健康増進課が行う事業は国保特別会計ではなく、一般会計から支出しています。
福田委員	交付額はいつもらえるのですか。 もし、早い者勝ちなら、早めに行ってもらった方がいいと思います。
事務局 (細川課長)	申請自体は事前に県に行っているのですが、31年度の予算の内示の時に3,700万円の内示をいただいております。その後、事業が実際に実施できたか、できなかったかの実績報告がありますので、そこで清算される形となります。
福田委員	これから減ることはあっても、増えるということはないのですね。
事務局 (細川課長)	その通りです。
議長 (塚本会長)	他にご質問・ご意見はございますか。 --- 特になし ---
議長 (塚本会長)	事務局から他にごございますか。
事務局 (細川課長)	次回の会議の日程ですが、この後、県から標準保険料率や納付金が算定されるのが、年明けになります。 昨年度も1月に開催させていただきましたが、また、来年の1月頃に国保税の在り方について議論していただければと考えております。
議長 (塚本会長)	委員のみなさんから他にごございますか。

--- 特になし ---

議長
(塚本会長)

それでは、本日の会議は以上としたいと思います。
皆様、お疲れ様でした。